

令和5年度第4回「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」議事要旨

日 時	令和6年1月22日（月）15:00～16:30
場 所	県庁舎議会棟 3階 大会議室（ZoomによるWeb会議併用）
出席委員	石樽委員、岩佐委員、太田委員、木村委員、葛谷委員、國枝委員、栗本委員、杉山委員、田村委員、道家委員、坂委員、見田村委員、吉田委員、若井委員（以上、14名）
欠席委員	伊在井委員（以上、1名）
県（事務局）	村田子ども・女性局長、布施同副局長、笠井男女共同参画・女性の活躍推進課長、朝倉同課男女共同参画推進監、上谷男女共同参画・女性の活躍支援センターセンター長、山下子育て支援課長、塚腰子ども家庭課長 ほか

会 議 の 概 要

<p>(1) 岐阜県男女共同参画計画（第5次）案について ・事務局から資料に沿って説明し、計画案どおりの答申で異議なし。 （意見交換）</p>	
杉山会長	目標数値の「女性就業者に占める正規の職員・従業員の割合」について、55%から58%に上方修正した趣旨は。
笠井課長	岐阜県は全国と比べて正規の職員が少ない傾向にあるため、まずは国平均を目指す方針とした。2030年の国平均を推計すると約65%となるため、現状の49.9%から2025年に58%となるように目標とした。
若井委員	目標数値について、「管理的職業従事者に占める女性の割合」は15%から16%に引き上げたという理解でよいか。
笠井課長	目標として2025年度の国勢調査において15%ということは変更ない。ただ、計画の最終年度である2028年度の目指す姿、参考の目標数値として16%とした。
若井委員	難しいところではあるが、しっかりとした対策が必要。目標達成に向けて実効性のある計画としていただきたい。
國枝委員	目標数値の「女性委員の参画率が40%から60%までである県の審議会等の割合」と「市町村の審議会等における女性委員の参画率」の違いは。また計画案の本文で「全83機関のうち、17機関が岐阜県男女共同参画計画（第4次）で目標としている40.0～60.0%を達成していない。そのうち、9機関については、女性委員の参画が40.0%を下回っている状況」との記載があるが、8機関は女性の参画率が60%を超えているという理解でよいか。
笠井課長	1点目については、「女性委員の参画率が40%から60%までである県の審議会等の割合」は審議会そのものを捉えて、審議会の数の率が現状79.5%あるということ。一方、「市町村の審議会の女性委員の参画率」は審議会の数ではなくて、実際に女性委員が参画している割合を捉えている。なお、県の審議会等における女性委員の参画率は45.3%である。2点目については、委員ご指摘のとおり8機関が女性委員の参画率が高くなっている状況。

田村副会長	「男女共同参画社会の認知度」が72.4%となっているが、認知度を上げていく取組は5次計画策定後も推進していく必要がある。来年度以降どのように上げていくのか。
笠井課長	男女共同参画は家庭、地域、市町村、民間機関等の取組が必要と認識。県では市町村との連携会議をはじめ、男女共同参画・女性の活躍支援センターにおけるセミナーや講座、団体・個人に登録いただく男女共同参画推進サポーターも含め、引き続きあらゆる機会を捉えて取組を進めていきたい。
田村副会長	認知度を高めていくため、計画のダイジェスト版を作成する際に、例えばSDGsの考え方も盛り込む等すると良い。また、今後人口が減少していく一方で外国人は増えていくことが予想されるため、日本語版だけではなく英語版も作成するなど、外国の方にも男女共同参画について理解いただくことが必要。
<p>(2) 岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から資料に沿って説明し、計画案どおりの答申で異議なし。 <p>(意見交換)</p>	
杉山会長	今回の計画案には、全国データを追加し、これまでの推移を明示していただいた。これを載せることにより、どういったことが分かるか。
塚腰課長	例えば、図1-1では、全国データを載せることで、岐阜県特有の傾向なのか、全国的な傾向なのかを皆さんにご理解いただくことができると考えている。 また、「年齢別の相談割合」は、これまで表形式で件数を記載していたが、各年ごとの割合を示すことにより、年齢別に課題が分かるように工夫させていただいた。
杉山会長	資料3の4ページ、下から2つ目、「連携する民間団体数」について、昨年度までで2団体、今後の目標として6団体以上と記載がある。主に新しい組織を探しつつ、様々な形で連携していくのか、それとも今ある民間団体も視野に入れて、そことの連携を培っていくのか。
塚腰課長	岐阜圏域で2団体、それ以外の残り4圏域で1団体ずつは最低、連携していきたいと考えている。女性支援やDV被害者支援をメインで行っている団体は少ないことから、新たに活動を行う団体が出てれば支援を行い、育てながら連携していくという手もあるが、既存のフードバンクや子ども食堂など、地域の実情に精通した団体との連携も考えられる。そういった面も含めて、民間団体との連携を進めていきたいと考えている。
若井委員	柱のI(3)「加害者対策の推進」について、「①加害者を生まないための広報啓発の推進」と「②加害者更生のための情報収集」と記載がある。この計画期間は2028年度までの5年間であるが、加害者更生のための情報収集だけで終わっていいものか、もしくは、加害者を更生させるためのプログラムの推進まで行う必要があるのではないかと考えるが、その点についてどう考えているか。

塚腰課長	資料4の21ページに記載のとおり、加害者更生プログラムは、国でも何が効果的なのか試行錯誤している状況であり、その点を注視していく必要があると考え、計画案に記載の表現になっている。国において、加速度的に加害者更生プログラムが推進される可能性もあるため、計画上は表現できていないが、その際にはこの表現にとらわれることなく、状況を見ながら取り組んでまいりたい。
田村副会長	男女共同参画計画では、2028年度までの参考数値を設定しているが、資料4の最後のページの基本目標について、「DV被害について、誰にも相談しなかった割合」については、2028年度の参考数値は設定しないのか。
塚腰課長	2027年度に県の次回調査を実施予定のため、調査結果は2027年度の数字となる。ご指摘のとおり、2028年度までの参考数値を男女共同参画計画と同様に記載することを検討したい。
田村副会長	事務局でどちらがよいか議論していただき、必要があれば2028年度までの参考数値を記載いただければよい。
<p>(3) 答申文案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案どおりの答申文で異議なし。 	
<p>(4) その他 令和5年度事業実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から資料に沿って説明した。 <p>(意見交換)</p>	
木村委員	育児休業等実態調査について、男性の育児休業取得率は上がっているが、50～60代の社長の中小企業において、若い男性が育児休業の取得を希望しても「男が取得しても邪魔になるだけ」といったようなことを言われるとの相談が実際にあり、育休取得を諦めたという声を聞いた。数値の把握も重要だが、そういった状況を把握できるよう男性社員に対するヒアリング調査ができるとうまい。
笠井課長	男性の育児休業取得率は予想を上回るペースで上昇し36.6%となっている。一方で取得日数を見るとまだまだ少ない状況。男性の育児休業取得はワーク・ライフ・バランスを進めるうえで、また、女性が働きやすい環境を作る中でも重要であると考えており、エクセレント企業の認定を進める中などで状況を把握し、男女ともに働きやすい環境を引き続き作っていきたいと考えている。
坂委員	育児休業等実態調査について男性の育児休業取得率の記載があるが、実際にどれだけの育休の該当者がおり、育休を取得しているかが分かるとよい。また、育児休業に対する給付が有給休暇と比べると若干低く、手続きも煩雑なため、育休ではなく有給を取得する方がいると聞く。そういった実態を把握するとともに、育休を取得した際に有給と同額程度の給付となる制度があるとよい。
笠井課長	育児休業等実態調査の結果については後日情報提供させていただく。また育休ではなく有給を取られるという方がいる点について、県の調査でそういったことは調査していないが、今後の検討材料とさせていただく。